

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

① 現状

1) 地域の災害リスク

(地震・津波)

堺市域に甚大な被害を及ぼすことが想定される地震は、上町断層帯地震と南海トラフ巨大地震である。上町断層帯地震では、堺区から北区にかけて震度7の揺れが想定されるなど、極めて強い揺れにより、多くの建物に被害が生じる。一方、南海トラフ巨大地震では、市域全域で震度6弱の揺れが観測され、最大で4.9mの津波が地震から約100分後に到達すると想定されている。

		上町断層帯地震	南海トラフ巨大地震
マグニチュード		7.4～7.8	9.0～9.1
震度		5弱～7	5強～6弱
建物被害	全壊	71,237棟	11,053棟
	半壊	42,141棟	42,966棟
人的被害	死者	3,017人	6,103人
	負傷者	12,812人	13,104人

※堺市地域防災計画より抜粋

(風水害)

堺市は、東南部の和泉丘陵に連なる丘陵地帯、中西部の平野部と臨海部に大別され、大和川、西除川、東除川、石津川など多くの河川が流れている。また、短時間に激しく降る大雨の発生回数が増加しており、洪水、土砂災害や内水氾濫が発生する可能性がある。特に、大和川で氾濫が発生した場合には、堺区を中心に広範な浸水が想定され、5m以上の浸水深となる地域もある。

(その他)

上記のほか、平成30年台風21号のように大型の台風が大阪湾を通過した場合などは臨海部を中心に高潮浸水が想定されるほか、暴風により送電施設への被害が発生し、長期間の停電が発生する恐れがある。

※参考資料 堺市地域防災計画

http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shishin/kikikanri/chiiki_bosai_keikaku/

2) 商工業者の状況

堺市内の企業数・中小企業数・小規模事業者数(者)

企業数	中小企業数	小規模事業者数
19,957	19,920	16,829

※中小企業庁「中小企業・小規模事業者の数(2016年6月時点)」より

3) これまでの取組

<堺市の取組>

・堺市地域防災計画などの各種計画・マニュアルに基づき、災害から市民の生命・身体・財産を保護するため、様々な取組みを実施している。

(情報伝達手段の整備・運用、防災備蓄の実施、各種防災訓練の実施、自主防災活動の支援、帰宅困難者対策 など)

・中小企業庁のBCP基本・中級・上級コースに基づきBCP計画を策定し、これに基づき自然

災害発生時の業務継続のための設備投資を行う中小企業者を対象とした資金融資制度を運用。

<堺商工会議所の取組>

- ・事業継続計画(BCP)策定セミナーの開催(過去3年間実績)
平成29年9月21日「企業防災と事業継続」
平成30年9月14日「地震などの災害対策と情報セキュリティ」
令和元年8月27日「BCPと情報セキュリティ」
- ・セミナー参加者等に、大阪府商工会連合会のBCP策定支援事業を紹介。
- ・「ビジネス総合保険制度」「業務災害補償プラン」等の商工会議所の各種保険制度の加入促進。
- ・平成30年度台風21号に係る災害に関する特別相談窓口を設置。
- ・平成30年度台風21号による事業者等への被害状況緊急調査を実施し、調査結果を当所会報・ホームページ等で情報発信。
- ・令和元年7月 大阪府商工会議所連合会「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」に参画。

② 課題

現状では、緊急時の取組にかかる堺市と堺商工会議所との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。

- ・堺商工会議所においては、事業継続力強化計画に関して小規模事業者にも助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。さらに、BCP策定には、IT部門の対策も必要不可欠であるが、ITに関する専門的な知識を有している担当者が少なく、効果的な助言ができない。

③ 目標

- ◎ 実施期間中における事業者BCP策定支援事業者数の目標：計25,000事業者
(令和2年度：5,000事業者、
令和3年度：5,000事業者、
令和4年度：5,000事業者、
令和5年度：5,000事業者、
令和6年度：5,000事業者)

- ・ハザードマップを活用し、地区別の災害リスクの把握に努め、重点的、効果的に支援を図る。
- ・地区内の小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、堺商工会議所が堺市との連携し、被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

④ その他

堺商工会議所の事業継続計画の有無：無

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

⑤ 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

⑥ 事業継続力強化支援事業の内容

・堺商工会議所は、堺市との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 事前の対策

・堺市地域防災計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の各種共済・保険制度加入等）について、事業者の説明する。
- ・堺商工会議所所報や堺市広報誌、堺商工会議所ホームページ、Facebook 堺市ホームページ等の広報媒体において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、各種共済・保険制度の紹介等を行う。

b) 小規模事業者に対する事業者 BCP 策定支援

- ・BCP 策定セミナーを堺市と共催で開催
- ・災害リスク周知及び事業者 BCP 策定啓発パンフレットの作成・配布
- ・大阪府商工会連合会と連携し、「BCP 策定支援事業」として、「事業継続力強化計画」の策定、大阪府が提供する簡易版 BCP 様式による策定支援

c) 地区内事業者の事業者 BCP 策定・取組状況の把握

- ・令和2年度に、地区内事業者約5,000社を対象に事業者 BCP 策定・取組状況の実態調査を実施。
- ・経営指導員等による企業巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者 BCP 策定・取組状況を確認する。

d) 当該計画に係る訓練の実施

- ・堺商工会議所と堺市の連絡ルートの確認等を行う（訓練は、大阪府が府域全体で実施する訓練等と合わせて、必要に応じて実施する。）。

e) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の策定

- ・現在、堺商工会議所では、緊急時参集リスト、役員・職員安否情報等確認リスト等は作成済みで、災害時の緊急連絡網は構築できている。全体の事業継続計画については、令和2年度末までに策定する。

f) 関係団体等との連携

- ・大阪府商工会連合会と連携し、大阪府商工会連合会が実施している事業継続計画策定支援事業の専門家派遣を依頼し、事業継続計画等の策定支援を図る。

g) フォローアップ

堺商工会議所が、堺市危機管理課・産業政策課と連携し、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年に1回以上設ける。

2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

a) 応急対策の実施可否の確認

発災後24時間以内に堺商工会議所職員の安否報告を行う。

堺商工会議所の職員安否情報等確認リストを基に、既に共有している課毎のグループLINE等を利用した職員の安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を堺商工会議所が、堺市と連携・共有する。

b) 応急対策の方針決定

- ・堺商工会議所が、堺市と連携し、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・自然災害発生の際は、災害対策本部を設置し、堺商工会議所が策定した勤務可能者リストを基に、至急参集職員が参集し、堺市と連携し、応急対策に取り組む。なお、職員自身の目視で命の危険を感じる災害の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は、大阪府商工会議所連合会「大規模自然災害時に際しての連携支援に関する取り決め」により、他の地域からの応援職員の派遣、物資の提供等を受け、応急対策に取り組む。
- ・大阪府商工労働部が定める「被害状況報告の流れ・様式」に基づき、大まかな被害状況を確認し、下記の連絡の頻度に合わせて情報を共有する。
(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・本計画により堺商工会議所は、堺市と以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回以上共有する
1週間後～	地区内中小企業の被害状況に応じて、必要に応じて共有する

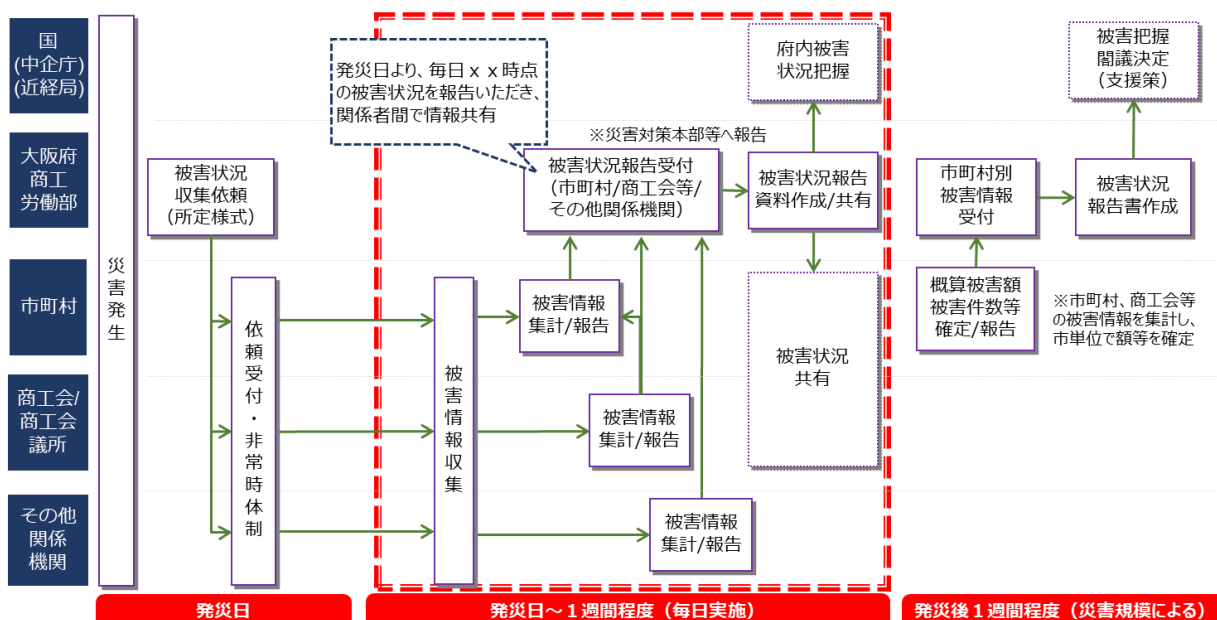
3) 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・堺商工会議所と堺市は、地区内中小企業の被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、大阪府商工労働部が定める方法に基づき、双方で被害状況を確認、被害額を算出し、被害状況を共有する。
- ・堺商工会議所と堺市が共有した情報を、大阪府商工労働部が定める方法にて、堺商工会議所及び堺市より大阪府へ報告する。

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報を入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。）



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・堺商工会議所は、地区内中小企業の災害被害の状況を踏まえて、必要に応じて相談窓口を安全性が確認された場所において設置する。加えて、国の依頼を受けた場合は、国が

定める特別相談窓口を設置する。

- ・堺商工会議所は、堺市と連携し、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、堺市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ当所ホームページ・Facebook、堺市ホームページ等広報媒体で周知する。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

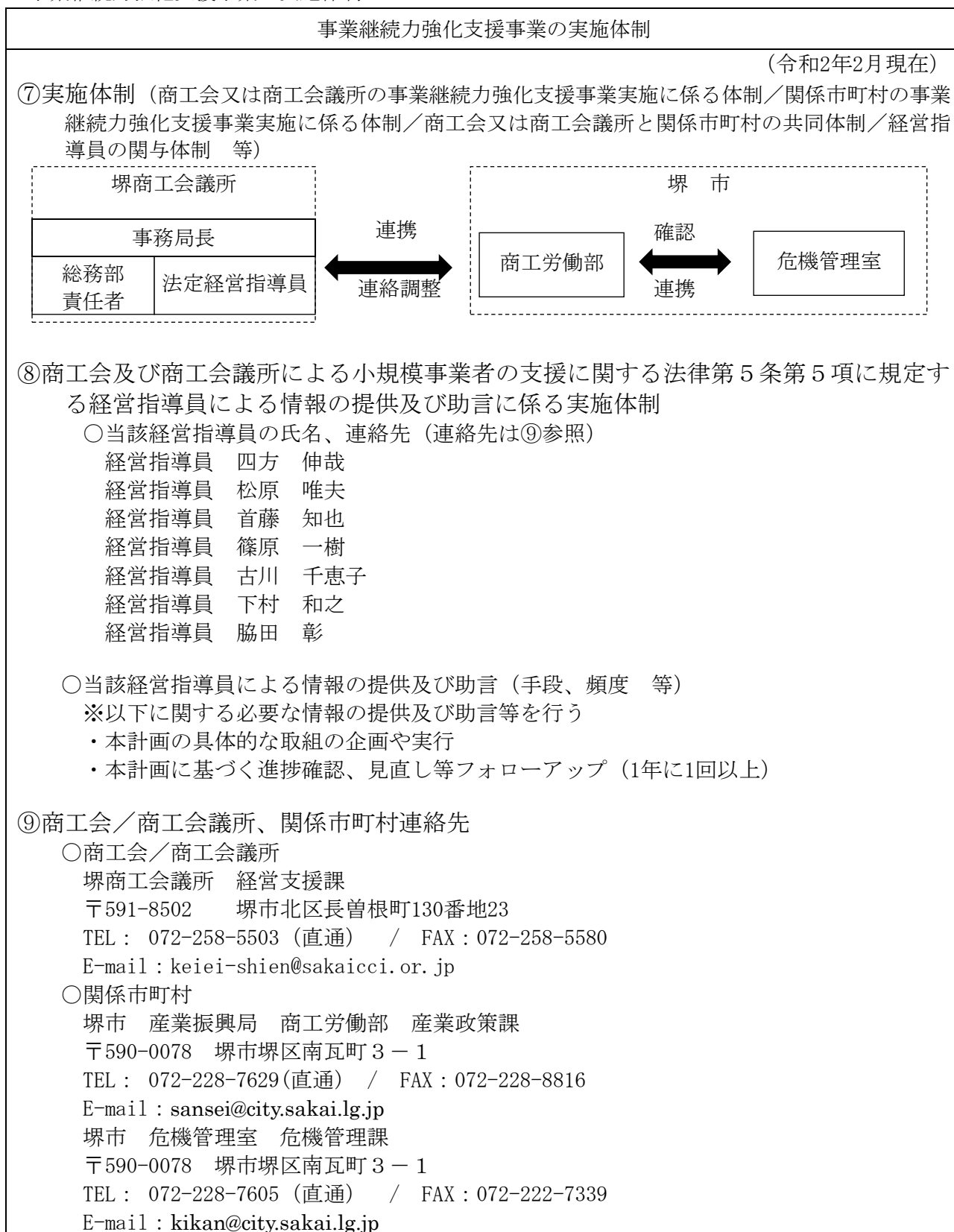
- ・国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、大阪府商工会議所連合会「大規模自然災害時に際しての連携支援に関する取り決め」により、他の地域からの応援職員の派遣、物資の提供等を受け、応急対策に取り組む。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【堺商工会議所】

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑩必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	0	0	0	0	0
・ 協議会運営費	0	0	0	0	0
・ セミナー開催費	120	120	120	120	120
・ パンフ、チラシ作製費	180	180	180	180	180

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

⑪調達方法
会費収入、大阪府補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【堺市】

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑩必要な資金の額	0	0	0	0	0
・ 専門家派遣費	0	0	0	0	0
・ 協議会運営費					
・ セミナー開催費					
・ パンフ、チラシ作製費					

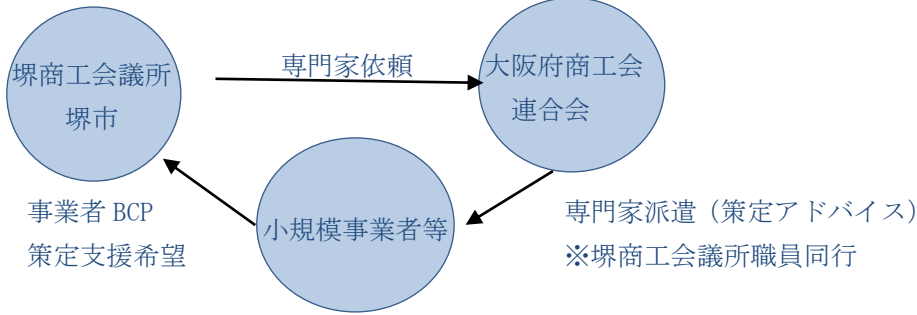
(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

⑪調達方法

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

<p>イ. 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>大阪府商工会連合会 会長 金谷 一彦 〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階 TEL(直通)：06-6947-4340 F A X：06-6947-4343 Eメール：info@osaka-sci-bcp.com</p>
<p>ロ. 連携して実施する事業の内容</p> <p>事業継続計画（BCP）策定支援事業</p> <p>大阪府商工会連合会が実施している事業継続計画策定支援事業の専門家による策定支援</p>
<p>ハ. 連携して事業を実施する者の役割</p> <p>当所が実施する BCP 策定支援の一環として、平成27年度から連携している大阪府商工会連合会が実施する「事業継続計画（BCP）策定支援事業」の専門家支援を活用することによって、「事業継続計画」の策定、大阪府が提供する簡易版 BCP の策定に係る個別のアドバイス等を受けることが可能となり、円滑に事業者 BCP を策定することができる。</p>
<p>二. 連携体制図等</p>  <pre>graph TD; A((堺商工会議所 堺市)) -- 専門家依頼 --> B((大阪府商工会 連合会)); B -- "専門家派遣 (策定アドバイス) ※堺商工会議所職員同行" --> C((小規模事業者等)); A --- D[事業者 BCP 策定支援希望];</pre>